

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3159402号
(U3159402)

(45) 発行日 平成22年5月20日(2010.5.20)

(24) 登録日 平成22年4月21日(2010.4.21)

(51) Int.Cl.		F 1		
A 4 1 D 27/10	(2006.01)	A 4 1 D 27/10		E
A 4 1 D 19/00	(2006.01)	A 4 1 D 19/00		Z

評価書の請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 6 頁)

(21) 出願番号	実願2010-1199 (U2010-1199)
(22) 出願日	平成22年2月26日(2010.2.26)

(73) 実用新案権者	510054083
	彦辰商事株式会社
	東京都台東区柳橋1-5-8 DKK柳橋ビル4F
(74) 代理人	110000590
	特許業務法人 小野国際特許事務所
(72) 考案者	辰巳 幸吉
	東京都台東区柳橋1-5-8 DKK柳橋ビル4F

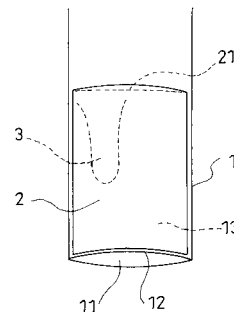
(54) 【考案の名称】 手袋機能付き袖口構造

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】手袋として十分に機能し、収納時においても嵩張ることがなく、また、ファッション的にも制約のない手袋機能を持つ袖口の構造を提供する。

【解決手段】衣類の長袖の袖開口縁12付近から袖口側面部13にかけて袖付け根側にポケット口21を有するポケット部2を設けるとともに、該袖口側面部13には親指挿入部3を前記ポケット部内に収納自在に設け、前記ポケット部を表裏に裏返して袖開口11に被せることにより手袋が形成される手袋機能を持った袖口構造を構成する。

【選択図】 図1



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

衣類の長袖の袖開口縁付近から袖口側面部にかけて袖付け根側にポケット口を有するポケット部を設けるとともに、該袖口側面部には親指挿入部を前記ポケット部内に収納自在に設け、前記ポケット部を表裏に裏返して袖開口に被せることにより手袋が形成される手袋機能付き袖口構造。

【請求項 2】

前記袖口側面部および / または前記親指挿入部に滑り止め手段を設けたことを特徴とする請求項 1 に記載の手袋機能付き袖口構造。

【請求項 3】

前記親指挿入部と袖口側面部の互いの接触部位に、該両部位を付着させるための付着手段を設けたことを特徴とする請求項 1 または請求項 2 に記載の手袋機能付き袖口構造。

【請求項 4】

前記ポケット部にポケット口を封止するための封止手段を設けたことを特徴とする請求項 1 ないし請求項 3 のいずれか 1 項に記載の手袋機能付き袖口構造。

【請求項 5】

前記袖口側面部にさらに親指以外の指を入れるための指挿入部を指ごとに独立して設けたことを特徴とする請求項 1 ないし請求項 4 のいずれか 1 項に記載の手袋機能付き袖口構造。

【考案の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本考案は、手袋機能を備えた衣類の袖口の構造に関するものである。

【背景技術】

【0002】

一般的に、手袋は外出時に常に着用しているわけではなく、場所や状況に応じて着けたり外したりするものであるため、片方、あるいは両方を落としたり、置き忘れたりするなどの紛失が絶えない。

【0003】

そこで、かかる問題を解決するものとして、特許文献 1 には袖口に一体的に設けられた手袋に開口部を形成し、かかる開口部からひっくり返すことによって手袋を収納できる手袋付き衣類が開示されている。

【0004】

また、特許文献 2 には、袖部に手袋を収納可能な収納袋部を設けて、手袋を使用しない時にはかかる収納袋部に収納することが可能な手袋付衣服が開示されている。

【0005】

しかしながら、特許文献 1 のものは手袋の一部に開口部を設けるため、かかる開口部から外気などが侵入し、手袋の機能としては十分とは言い難く、また、手袋を使用しない時には手袋を袖口の外部に装着するものであるため、ファッション的にも制約のあるものであった。

【0006】

また、特許文献 2 のものは、袖口内部に設けた収納袋部に手袋をそのまま収納するため、収納時には袖口が嵩張ってしまうという問題を有していた。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0007】

【特許文献 1】特開 2000 - 282310 号

【特許文献 2】特開 2005 - 226185 号

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

10

20

30

40

50

【0008】

従って、本考案は、手袋として十分に機能し、収納時においても嵩張ることがなく、また、ファッション的にも制約のない袖口の手袋機能を提供することをその課題とするものである。

【課題を解決するための手段】

【0009】

本考案は、上記課題を解決するものであり、衣類の長袖の袖開口縁付近から袖口側面部にかけて袖付け根側にポケット口を有するポケット部を設けるとともに、該袖口側面部には親指挿入部を前記ポケット部内に収納自在に設け、前記ポケット部を表裏に裏返して袖開口に被せることにより手袋が形成される手袋機能付き袖口構造である。

10

【考案の効果】

【0010】

本考案の手袋機能付き袖口構造は、袖口にポケットを設け、これを裏返して袖開口に被せることで親指以外の指を入れる部分を形成し、さらに、ポケット内に収納されていた親指挿入部が外部に露出することで通常の手袋と同じ機能を持たせることができる。

【0011】

本考案の手袋機能付き袖口構造は、袖に一般的な手袋を取り付けるものではなく、袖の一部およびポケットを手袋として使用するため、手袋機能を使用しないときも袖が嵩張ることなく、また、外観的には普通のポケットと変わることがないため、ファッション的にも制約がなく、デザインの自由度も高い。

20

【図面の簡単な説明】

【0012】

【図1】本考案に係る手袋機能付き袖口構造の手袋不使用時の正面図。

【図2】本考案に係る手袋機能付き袖口構造の手袋不使用時の状態を表した図。

【図3】本考案に係る手袋機能付き袖口構造の手袋使用時の状態を表した図。

【図4】本考案に係る手袋機能付き袖口構造の異なる実施態様の正面図。

【図5】本考案に係る手袋機能付き袖口構造の異なる実施態様の正面図。

【考案を実施するための形態】

【0013】

以下、本考案の手袋機能付き袖口構造の一実施態様を、図面に基づいて具体的に説明する。なお、本考案はこれら実施態様に何ら制約されるものではない。

30

【0014】

図1は本考案に係る手袋機能付き袖口構造の手袋不使用時の正面図である。図中、1は袖口、2はポケット部、3は親指挿入部、11は袖開口、12は袖開口縁、13は袖口側面部、21はポケット口をそれぞれ示す。

【0015】

本考案に係る手袋機能付き袖口構造は、基本的に、袖口1に設けられたポケット部2と、親指挿入部3とからなる。図に示すように、ポケット部2は袖口1の側面部13に設けられており、一般的なポケットと同様、下地となる袖口生地にはポケット生地を縫製することにより形成されている。具体的には、ポケット部2の下端は袖開口縁12付近で縫製され、上部(袖付け根側)がポケット口21となっている。なお、図1では、ポケット口21を確認しやすいよう、ポケット口21の袖口側面側を破線で表したが、これは、ここで生地が切り替わることを意味するものではなく、袖口1の生地は同じものを連続的に使用することができる。

40

【0016】

ポケット部2が設けられた袖口側面部13には、外部へ袋状に突出するように縫製され、袖口1内から親指が挿入できるように形成された親指挿入部3が設けられている。図1に示すように、手袋不使用時には親指挿入部3はポケット部2内に収納された状態になっているため、外部からは親指挿入部3を視認することはできない。このように、親指挿入部3を収納できる位置にポケット部2を設けるため、ポケット部2は袖口1の手のひら側

50

の側面に設けることが望ましい。なお、親指挿入部 3 と袖口側面部 1 3 の互いの接触部位には、両部位を付着するための付着手段、たとえば、ベルクロテープ（登録商標）等をそれぞれ設けてもよい。かかる付着手段により親指挿入部 3 を袖口側面部 1 3 に付着することで、収納された親指挿入部 3 が誤ってポケット部 2 外部に露出することがなくなるため好ましい。

【0017】

次に、図 2 および図 3 により、本考案に係る手袋機能付き袖口構造における手袋不使用時から手袋使用時への切り替えの方法について説明する。図 2 の手袋不使用時では、通常の長袖の衣類と同じく、袖開口 1 1 より手を出した状態で着用されており、親指挿入部 3 はポケット部 2 内に収納された状態になっている。

10

【0018】

この状態から、矢印のようにポケット部 2 の表裏を裏返して、ポケット部 2 の裏地、ポケット部 2 により覆われていた袖口側面部 1 3、さらに親指挿入部 3 を外部に露出させる（図 3）。その結果、袖開口 1 1 はポケット部 2 により塞がれることになる。

【0019】

以上の簡単な作業により、袖口 1 に、親指を入れるための親指挿入部 3 と、親指以外の 4 指を入れることが可能な袖口部分が形成され、いわゆるミトンタイプの手袋として使用することが可能となる。なお、外部に露出する袖口側面部 1 3 および、または親指挿入部 3 には、手袋使用時の滑り止め手段を設けてもよく、かかる滑り止め手段として、生地 of 表面に樹脂層等をその一部または全部に設けることが好ましい。

20

【0020】

図 4 は、本考案に係る手袋機能付き袖口構造の別の態様（手袋使用時）のものであって、親指以外の 4 指部分が独立したものである。このものは、親指挿入部 3 のほかに、親指以外の指を入れるための指挿入部 4 を袖口側面部 1 3 に指ごとに独立して設けており、手袋使用時には 5 本の指が独立して使用できるため、一般的な手袋と同様の機能性を有する。そして、手袋不使用時には、親指挿入部 3 と同様、各指挿入部 4 はポケット部 2 内に収納される。

【0021】

ポケット部 2 は、手袋使用時および不使用時のいずれにおいても小物入れとして利用することができる。たとえば、ポケット部 2 内に携帯用カイロを収納すれば、手袋使用時には指先や手の甲を保温できるため好ましい。また、図 5 のように、ポケット部 2 の外側にさらに第 2 ポケット部 5 を設けて、コインなどの小物入れにしてもよい。さらに、各ポケット部のポケット口縁には、ポケット口を封止するための封止手段を設けてもよい。かかる封止手段としては、ベルクロテープ（登録商標）、ファスナー、ボタン等から適宜選択することができる。

30

【0022】

本考案に係る手袋機能付き袖口構造は、手袋使用時には袖口 1 に設けられている親指挿入部 3 に親指を挿入する必要があるため、通常の長袖の衣類よりも袖の長さにやや余裕を持たせるか、あるいは、伸縮性の高い素材を選択することが好ましい。伸縮性の高い素材としては、代表的には、ジャージ素材などを挙げるができる。

40

【符号の説明】

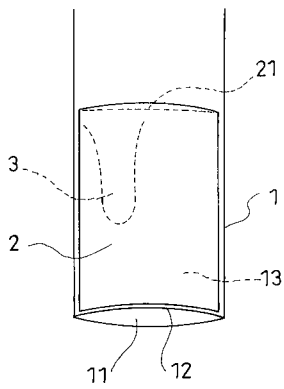
【0023】

- 1 …… 袖口
- 2 …… ポケット部
- 3 …… 親指挿入部
- 4 …… 指挿入部
- 5 …… 第 2 ポケット部
- 1 1 …… 袖開口
- 1 2 …… 袖開口縁
- 1 3 …… 袖口側面部

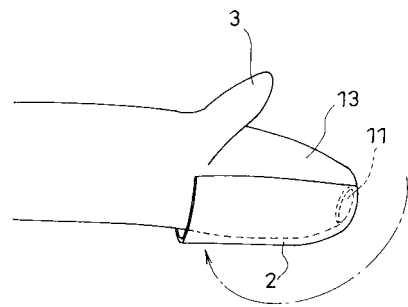
50

2 1 ポケット口

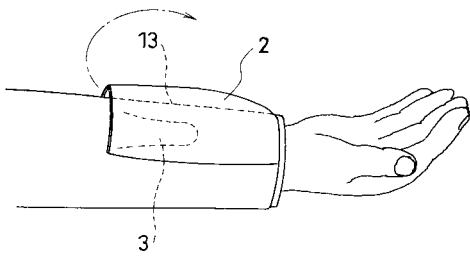
【 図 1 】



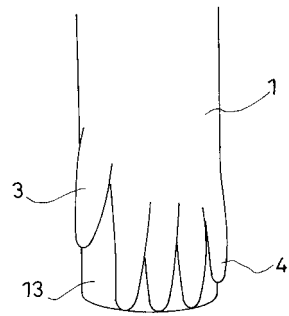
【 図 3 】



【 図 2 】



【 図 4 】



【 図 5 】

